

西条市地下水パンフレットデザイン委託業務に係る契約内容の公表

西条市地下水パンフレットデザイン委託業務に係るプロポーザル選定委員会において審査の上、提案書を特定したことにより、次のとおり随意契約したので公表します。

令和6年7月11日

西条市長 玉井 敏久

- | | |
|----------|---|
| 1 業務名 | 西条市地下水パンフレットデザイン委託業務 |
| 2 業務内容 | 仕様書のとおり |
| 3 所管課 | 〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地
西条市 環境部 環境政策課
TEL0897-52-1382（直通） |
| 4 契約日 | 令和6年7月11日 |
| 5 契約期間 | 契約締結日～令和7年3月31日 |
| 6 契約金額 | 836,000円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額76,000円) |
| 7 契約の相手方 | 氏名 INDIGO
代表 日野 藍
住所 愛媛県西条市氷見丙497 |

西条市地下水パンフレットデザイン委託業務 仕様書

1 業務の名称

西条市地下水パンフレットデザイン委託業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

3 事業目的

わかりやすい地下水保全・育水の普及及び啓発に資する地下水パンフレットのデザインを委託により行う。

4 業務内容

(1) 表紙及び本文全般にわたる企画デザイン等の作成

ア 企画立案、構成、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集など地下水パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。ただし、写真、原稿、イラスト等については、必要に応じ発注者が所有している資料等を可能な範囲で貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

イ カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。

ウ 発注者の制作意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。

エ 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

オ 本業務に印刷は含まれないが、データの作成は次の規格を想定し行うこと。

(ア) サイズ等 A列4判、中綴じ、8ページ（表紙含む。）

(イ) 印刷 全ページカラー印刷（4色以上刷り）

(2) 電子データの作成

受注者は、次のデータを作成し、電子媒体で納品する。

ア PDF ファイル

(ア) 低解像度 PDF ファイル（ホームページ等掲載用）

ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。

・見開きページ

・単一ページ

(イ) 高解像度 PDF ファイル

画像解像度300dpi以上のできるだけ高解像度であること。

- ・見開きページ
- ・単一ページ

イ レイアウトデータ

- ・ Adobe Illustrator で編集可能なレイアウトデータとすること。

ウ 中間生成物データ

- ・ 画像（写真を含む）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む。）

（３）制作業務全般の管理

受注者において、専門の編集員による原稿の読み込みや標記の統一を図るための内容の確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。

受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

（４）その他追加提案

提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

５ 業務の要件

- （１）一目で当市の地下水がイメージできるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載し、思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレットとするため、表紙のデザイン等を工夫すること。
- （２）イラスト等により西条市の地下水のことがわかりやすくまとめられていること。
- （３）健全な水循環のイメージと育水の重要性が伝えられる内容になっていること。
- （４）目を引く写真を使用する等、視覚的に興味を持たせる内容とすること。
- （５）地下水が西条市の貴重な資源であることが伝えられる内容になっていること。
- （６）２０～３０歳代の子育て世代や小中高校生をメインのターゲットとし、パンフレットを構成すること。

６ 再委託の制限

受注者は本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

７ 納入物

電子媒体（CD-ROM）一式

8 納入場所

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷1 6 4 番地

西条市環境部環境政策課

電話：0897-52-1382（課内直通）

9 その他

- （１） 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求を行うことがある。
- （２） 完成したパンフレット、原版データ及び中間生成物について所有権並びに著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び法第28条を含む。）は発注者に帰属するものとし、受注者及び受注者からの依頼を受けて中間生成物を制作した者は、当該業務に係る事項に関して、法第17条に規定する著作権人格権を無期限に行使しないものとする。
- （３） 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作権人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- （４） 成果品は他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- （５） 取材、制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- （６） 本業務により収集した個人情報の取扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- （７） 受注者は、業務の実務上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。